

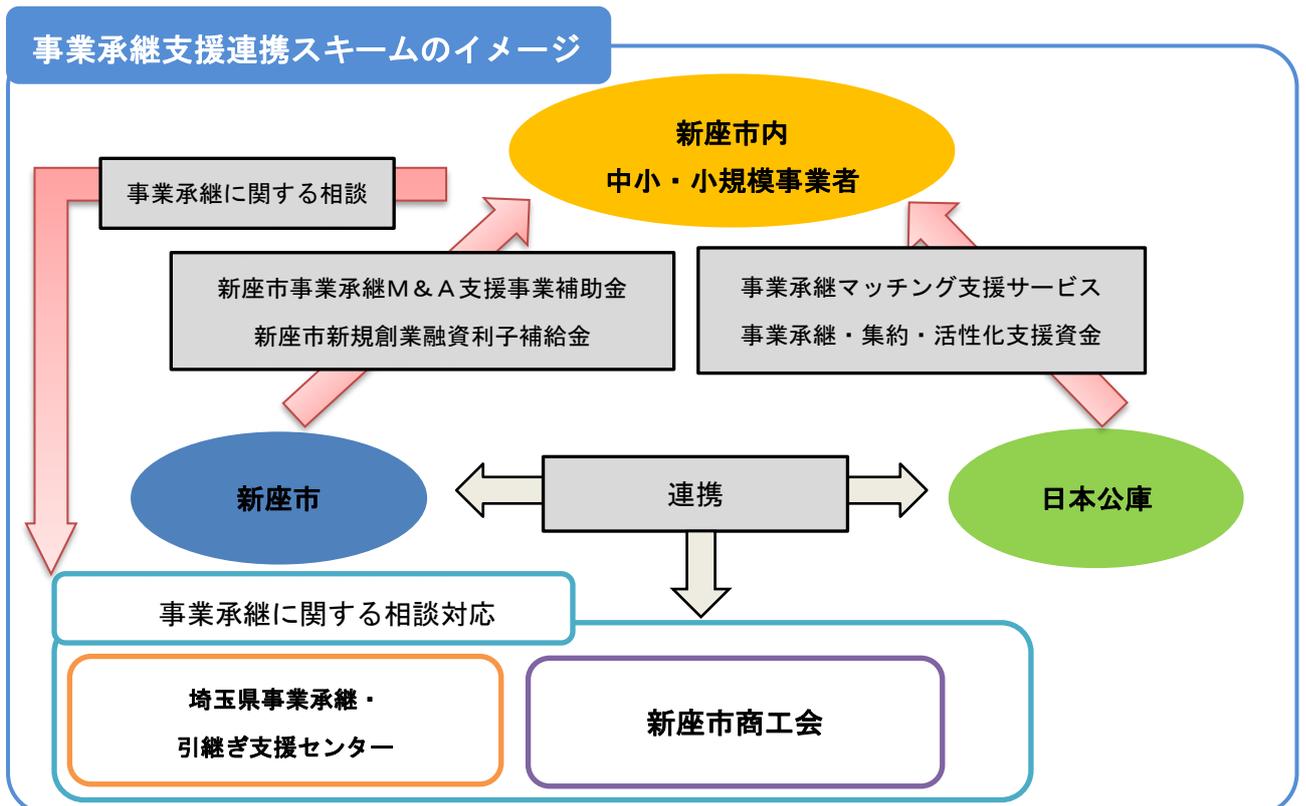
令和4年12月20日  
新座市  
株式会社日本政策金融公庫浦和支店

**新座市内事業者への事業承継支援連携スキームを構築**  
(新座市、新座市商工会、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫)

このたび、新座市、新座市商工会、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（さいたま商工会議所が経済産業省関東経済産業局から受託）、日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、新座市内の中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業承継支援に関し、相互連携を円滑にするために協定を締結します。これに伴い、より一層各機関が連携して事業承継問題の解決に努め、地域経済に貢献できるよう取り組んでまいります。

なお、自治体と日本公庫との事業承継分野での協定締結は、県内初の取組みとなります。

本協定における連携スキームは、「後継者がいない等のため事業を譲り渡したい」、「事業拡大や創業等に向けて事業を譲り受けたい」など事業承継に課題を持つ事業者に対し、新座市の「新座市事業承継M&A支援事業補助金」、「新座市新規創業融資利子補給金」と、日本公庫の「事業承継マッチング支援サービス」、「事業承継・集約・活性化支援資金」の活用を促すことで、より円滑な事業承継を支援するものです。また、ご相談は、新座市や日本公庫に加え、新座市商工会や埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターの相談会等でも承ります。



## 【新座市、日本公庫の取組みについて】

### 新座市の取組み

#### 【新座市事業承継M&A支援事業補助金】

事業承継を行おうとする事業者を経費の一部を補助し、市内中小企業の事業継続を図るもの。

埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター経由で自社内または第三者へ事業承継を行おうとする事業者  
に、費用の一部を補助し、円滑な事業承継を支援する。

※補助率：対象経費の1/2 補助上限20万円

※対象経費：

- ①事業承継に係る課題分析・コンサルティング費用 ②事業承継計画作成費用
- ③企業価値算出に係る費用 ④M&A買い手先選定などに係る委託・仲介費用

※申請要件：

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業事業者であること ②市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④法人：自社内又は第三者に事業承継することを準備・検討している事業者 個人事業主：第三者に事業承継することを準備・検討している事業者

#### 【新座市新規創業融資利子補給金】

新座市内において創業するための資金として、日本公庫の融資制度を利用して借り入れた資金を対象に、前年度1年間にお支払いになった利息の一部を補助。

※対象となる方：日本公庫の融資を利用し、2018年5月1日以降に返済を開始した方（ただし、融資の貸し付けを受けた日が創業前又は創業後1年以内であること）

※利子補給の対象となる資金の上限額：1,000万円

※補給期間：返済開始から3年間（36か月）

※利子補給利率：1.5%（貸付利率が1.5%以下の場合はその利率）

### 日本公庫の取組み

#### 【事業承継マッチング支援サービス】

事業承継マッチング支援サービスは、後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や新分野進出等を目的に「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、無料のマッチングサービス。

#### 【事業承継・集約・活性化支援資金】

安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方や、事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。）など、事業承継やM&Aに取り組む方にご利用いただける融資制度。

**新座市、新座市商工会、  
埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターおよび  
日本政策金融公庫浦和支店による  
「事業承継支援に関する協定」締結式開催のお知らせ**

この度、新座市、新座市商工会、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（さいたま商工会議所が経済産業省関東経済産業局から受託）および日本政策金融公庫浦和支店は、市内中小企業・小規模事業者の事業承継支援体制の強化と地域経済の活性化の促進を図ることを目的に、「事業承継支援に関する協定」を締結することとなり、下記のとおり協定の締結式を行います。

記

1 日時 令和4年12月26日（月）16時00分～17時00分

2 場所 新座市役所 4階庁議室（新座市野火止1-1-1）

3 出席者

新座市長 並木 傑 氏

新座市商工会会長 金子 和男 氏

さいたま商工会議所（埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター）会頭 池田 一義 氏

日本政策金融公庫浦和支店支店長 岡山 武生 氏

後継者不在など事業承継については国全体としても喫緊の課題としている中で、今回、行政、商工団体、政府系金融機関が連携することとなります。ぜひ取材いただき、広く報道くださいますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 浦和支店

住所：さいたま市浦和区岸町4-25-14

Tel：048-822-4310（担当：森、水田）

新座市 市民生活部産業振興課

住所：埼玉県新座市野火止1-1-1

Tel：048-477-6346（担当：松崎、石原）